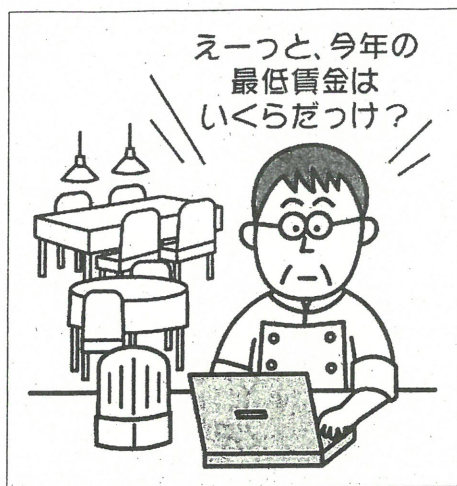




Q 飲食店を経営していますが、今年の最低賃金はいくらになりますか。また、皆勤手当を付けていますが、これは最低賃金との比較の計算に入れることができますか。

A 鳥取県内の事業場で働く労働者には、いわゆるパート、アルバイト、学生アルバイトを含めて「鳥取県最低賃金」が適用され、今年10月12日から時間額715円に改正されました。

最低賃金の計算からは▽精皆勤手当、通勤手当、家族手当▽臨時に支払われる賃金(結婚手当など)▽1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)▽時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金は除かれるの額で計算してください。

鳥取県最低賃金は時間額715円に改正されました

い。なお、最低賃金の引き上げに係ることとして、生産性向上の設備投資(機械設備、POSシステムの導入)などを行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する「業務改善助成金」があります。

業務改善助成金制度はこれまで、事業場内最低賃金を時間額60円以上引き上げる事業場が対象でしたが、時間額30円以上の引き上げに拡充されました。

最低賃金については鳥取労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署に、業務改善助成金については鳥取労働局雇用環境・均等室(企画担当)に問い合わせください。

鳥取労働局労働基準部賃金室 電話0857 (29) 1705
鳥取労働局雇用環境・均等室 電話0857 (29) 1701